総合行政ネットワーク

No. 85

特集　地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）における登録分局の役割

先月号では、地方公共団体組織認証基盤（以下「LGPKI」という。）が発行する電子証明書（以下「証明書」という。）について説明しました。それでは、実際に証明書を発行するにはどうすれば良いのでしょうか。今回は、証明書を利用する皆さんにとってLGPKIの窓口にあたる「登録分局」について、その役割と業務を紹介します。

1 登録分局の役割

LGPKIは、公開鍵基盤（以下「PKI※1」という。）の仕組みを利用した証明書を発行することで、通信相手を目視確認することが困難な情報通信ネットワーク上で、電子的な行政手続きや文書の送受信等の通信を安全に行うことを目的として、すべての地方公共団体のために設けられた電子自治体実現のための重要基盤の一つです。

一般にPKIを運営するための組織を認証局（CA）といいます。認証局は、証明書発行の申請受付と審査及び発行局へ発行を申請する登録局（RA）と、登録局からの要求に基づき証明書を発行する発行局（IA）から構成されています※2。LGPKIでは、登録局の機能のうち、証明書の発行申請等の受付や審査、発行された証明書の申請者への配付等の業務を担う役割として、各LGWAN参加団体毎に「登録分局」が設置されています（図－1）。

登録分局は、証明書利用者が証明書の発行等の申請を行う窓口であり、発行された証明書を受け取る窓口でもあります。各LGWAN参加団体に登録分局が設置されていることで、証明書利用者が身近で手軽に証明書の発行を受けられるよう整備されています。

図－1　LGPKIの構成

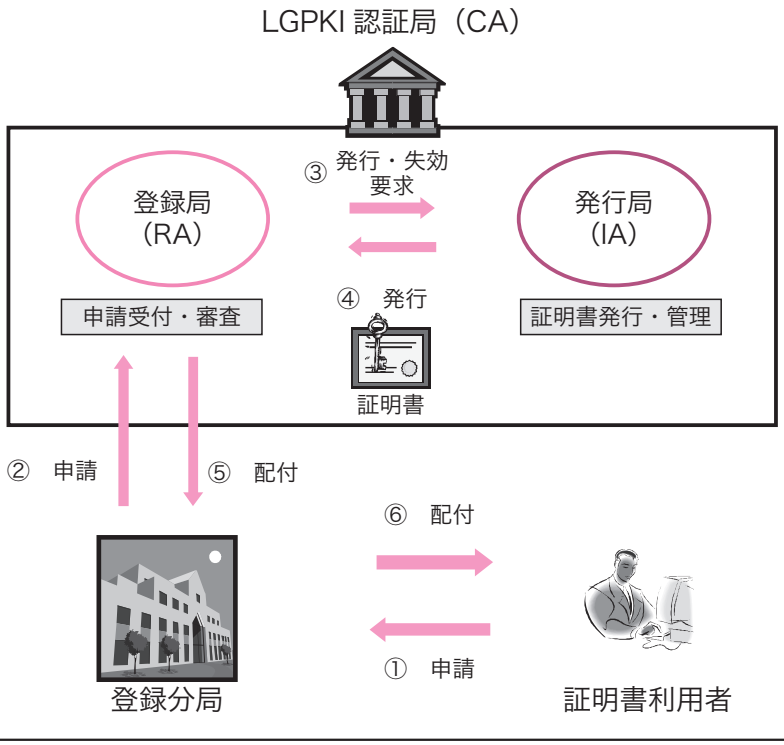

※1　「Public Key Infrastructure」の略。
※2　PKIの仕組みを利用して、地方公共団体の共同基盤として整備されたのがLGPKIであり、地方公共団体の「組織」のための認証基盤となります。

また、登録分局では、証明書の申請内容が現実の世界に実在するかどうか（実在性）、申請者が本人であるか（同一性）、さらには、証明書記載事項の内容等の確認を行います。これらの確認は、実際に申請が行われるその場でしかできないことから、LGPKIの仕組みの中で登録分局のみが行います。この確認が確実に実施されることで、例えば職責証明書が示す職責が確かに実在するというように、証明書の内容の実在性が担保され、申請者のなりすましを防ぐことができるのです。このように、登録分局はLGPKIの中で非常に重要な役割を担っています。

LGWAN参加団体は、LGWAN参加約款その他において登録分局を整備する責務を担うことが規定されております。登録分局が整備されていないと、証明書は発行できません。また、他の団体の登録分局からの申請はできません。

2 登録分局の業務

次に登録分局の業務を規程に沿って、もう少し詳しく見ていきましょう。

LGPKIに関する最上位の規程である「地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本綱領※3」には、登録分局の六つの業務が挙げられています。これらは「証明書発行等業務」と「登録分局の運営業務」の二つに分けられます（図－２）。

（1）証明書発行等業務

図－２の№1～3の内容にあたります。

証明書発行等業務では、証明書の発行等を希望する各業務原課等組織である証明書利用者からの発行申請等の受付と審査を行った上で、LGPKI認証局（登録局）に申請します。

また、LGPKI認証局から発行された証明書を、申請者に安全確実に配付します。

証明書の発行までの流れを図－３に示します。

審査では、証明書利用者の所属する組織が実在することを確認し（「実在性の確認」）、証明書利用者が申請した本人であることを確認します（「同一性の確認」）。併せて、証明書を所有する意思があることを確認します（「意思確認」）。

また、申請された記載内容について、誤記の有無など、適切な内容であることを確認します（「申請書記載事項の確認」）。

その結果、問題がなければLGPKI認証局（登録局）へ申請します（「登録局への申請」）。

その後、LGPKI認証局（登録局）から発行された証明書及び完了通知書を、申請者である証明書利

図－２　登録分局の業務

№.	登録分局の業務内容	業務種類
1	証明書利用者からの証明書発行等申請における実在性及び同一性の確認	証明書発行等業務
2	登録局への証明書発行等の申請	
3	発行局が発行した証明書の利用者への配付	
4	登録分局に関するLGWAN運営主体への届出	登録分局の運営業務
5	登録分局の運営に必要な書類の管理	
6	登録分局の監査対応	

※3　C-6-6-1　地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本綱領（http://center.lgwan.jp/library/index.html#C-6-6-1）

用者に安全かつ確実な方法で配付します（「発行局が発行した証明書の利用者への配付」）。

これらの確認や審査は、「1　登録分局の役割」で触れましたように、LGPKI全体の信頼性や証明書の真正性を担保する上で、適正に行われることが非常に重要です。

（2）登録分局の運営業務

ア　登録分局に関するLGWAN運営主体への届出

図－2の№4の内容に当たります。

登録分局は、LGPKI登録局の一部の業務を委任された組織であり、登録分局が整備されていなければ、利用者からの証明書発行の受付・審査を行えないため、証明書を発行できません。

従って、各LGWAN参加団体においては、登録分局を必ず整備することとされています。登録分局を整備するには、要員の配置、要員の教育など行い、LGWAN運営主体へ登録分局の情報を申請しなければいけません※4。

また、要員の変更等があった場合も同様に、LGWAN運営主体へ申請を行う必要があります※5。

図－3　証明書発行までの流れ

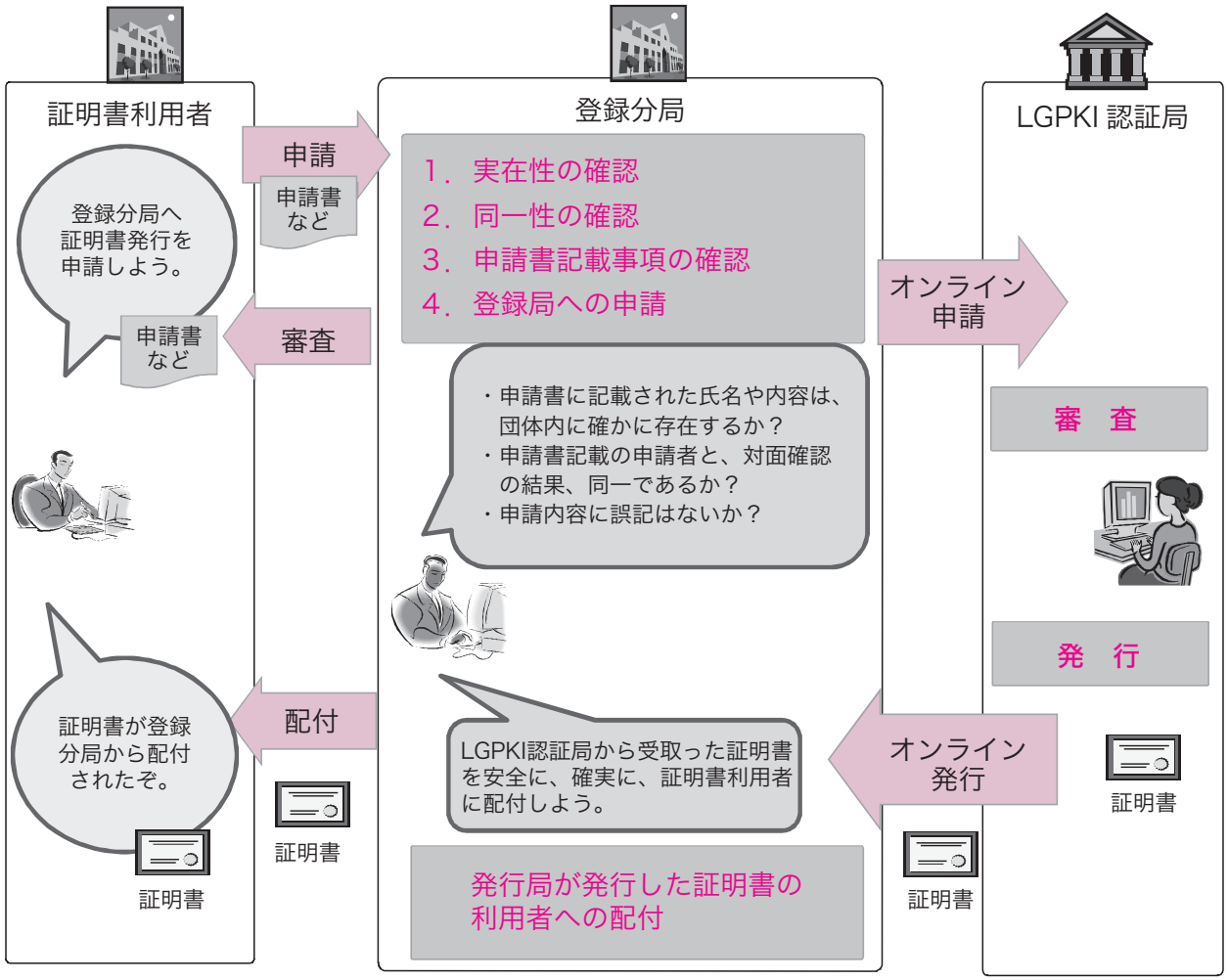

※4　F-2-1-4　LGPKI 登録分局運営の手引　様式の「登録分局要員登録申請書」をLGWAN運営主体に提出します。（http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-2-1-4）

※5　証明書発行等申請管理システム（CIRS）から登録分局要員変更を行えます。（https://www.cirs.lgwan.jp）

イ　登録分局の運営に必要な書類の管理

図－２の№５の内容に当たります。

登録分局は、業務の記録書類を作成し、管理することが義務付けられています。管理が義務付けられている書類は、証明書発行等の手続きが規程類に基づき適正に実施されていることを証明するための証拠書類であるため、適切に管理される必要があります（図－４）。

管理の対象となる書類については「LGPKI登録分局運営の手引き※6」の「第５章書類の管理」に詳細が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

証拠資料は、次項の登録分局監査対応でも、必要な要素となります。監査の結果により、LGWAN運営主体から証拠資料の確認等を依頼されることがあります。

ウ　登録分局の監査対応

図－２の№６の内容に当たります。

LGPKIの運営全体として信頼性や真正性を担保するためには、すべての登録分局が規程類に従って適正に運営されている必要があります※7。このため、LGWAN運営主体は、登録分局に対して監査を実施できることとされています。

具体的には、各登録分局は、前年度に行った業務を登録分局自己点検表に従って自ら点検し、点検結果をLGWAN運営主体に報告することが規定されています※8。従って、各登録分局は、LGWAN運営主体からの求めに応じ、定められた期限内に点検

図－４　登録分局の運営に必要な書類の管理

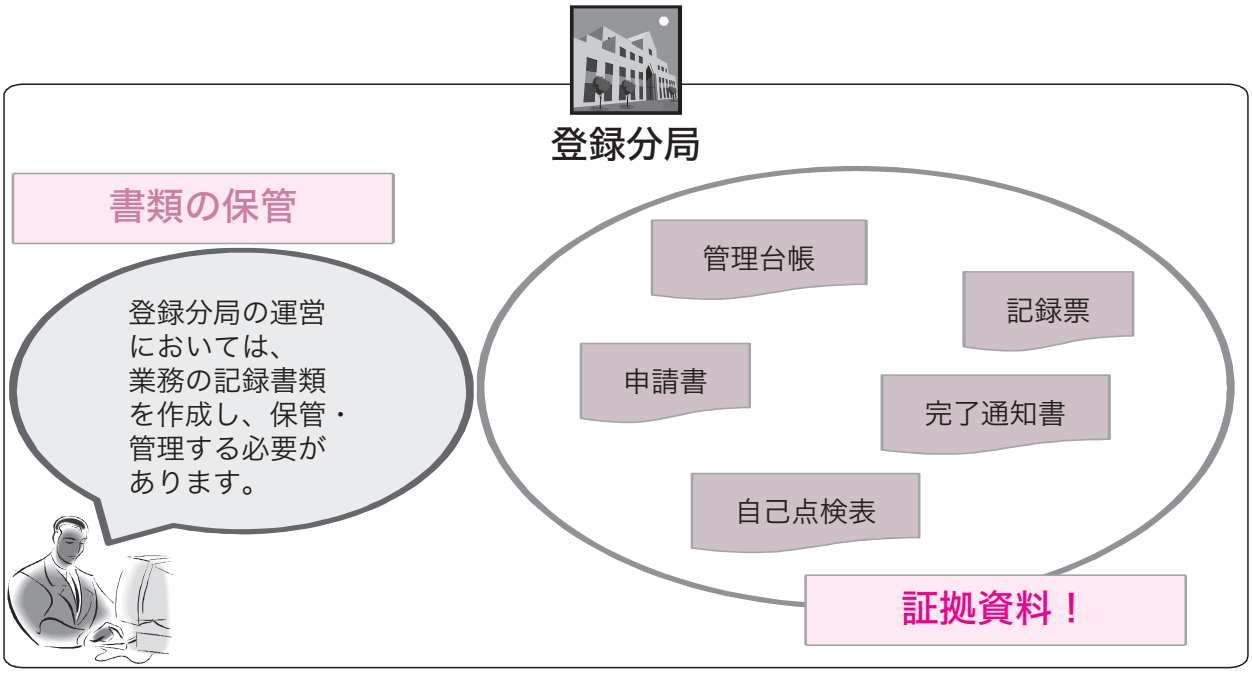

※６　F-2-1-4　LGPKI 登録分局運営の手引（http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-2-1-4）

※７　一般に、認証局は自らが発行する証明書や、運営・運用の安全性、信頼性について、CP及びCPS（以下「CP/CPS」という。）という文書に規定し、公開しています。この運用規程（CP/CPS）どおりに正しく運営されていることで、信頼性や真正性を担保しています。

※８　「登録分局自己点検システム」を使用してLGWAN運営主体に報告してください。（https://www.lgwan.jp/SelfCheck/SelfCheck0.cgi/）

登録分局から監査報告がない場合、また、改善要求に対し改善措置を取らない場合において、LGWAN運営主体が、LGPKIの運営上著しく影響を及ぼすと判断したときは、LGWAN運営協議会の承認を得て、当該参加団体の証明書の利用及び発行を停止する場合もあります。

図－5　登録分局監査対応

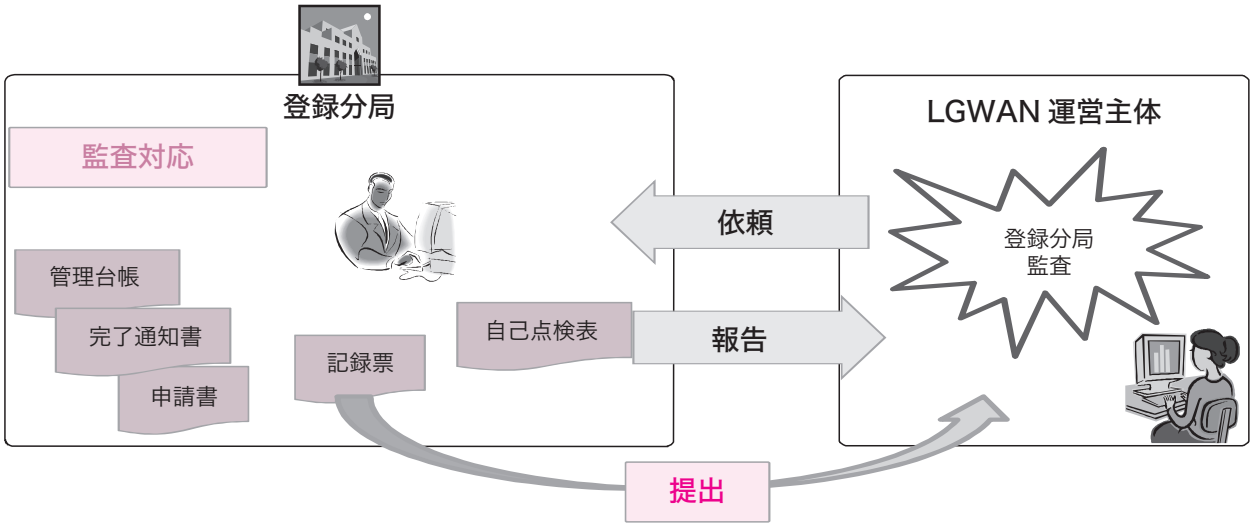

を実施し、報告する必要があります（図－5）。

また、LGWAN運営主体から監査の実施の連絡があった場合は、書類の提供等の対応を行うこととされています[※9]。

3 最後に

今月号では、登録分局とは何か、その役割と業務は何かについて、紹介してきました。

LGPKI運営全体の信頼性を維持すること、そして証明書利用者にとって、登録分局が果たす役割はとても重要であることをご理解いただけたでしょうか。

なお、今月号で説明した内容の詳細については、総合行政ネットワークポータルサイト[※10]及び同ポータルサイトのドキュメントライブラリに掲載されている「LGPKI 登録分局運営の手引」をご参照ください。

※9　「F-2-1-4　LGPKI 登録分局運営の手引」の「6.2 LGWAN運営主体が実施する監査への対応」を参照ください。
※10　総合行政ネットワークポータルサイト（http://center.lgwan.jp/）

LGWAN-ASPサービス接続／登録状況（平成21年10月14日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の接続／登録状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ	登録	174件	■ホスティング	接続	100件
■通信	登録	155件	■ファシリティ	登録	192件

接続／登録済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しております。

http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15,0,41.html